

若尾家の地主的土地位所有の推移と動向

—若尾財閥経営史研究序説—

齋 藤 康 彦

はじめに

筆者は前稿「昭和初年に於ける若尾一族の企業經營活動の実態」^{〔1〕}に於いて、若尾一族は第一次世界大戦を契機とした戦争景気を背景とする企業勃興と投資ブームによって急激に簇生した企業群へ積極

的な經營參画を行なうことを通して急速に「財閥」としての外観を

整えていった事實を析出し、若尾財閥の全生涯を考察する上で第一

次世界大戦と言う時期が重要な画期であることを指摘した。前稿は

その標題が示す通り若尾財閥の諸側面のうち、若尾一族の企業經營

活動の特徴を明らかにすることに重点があつた。勿論、文字通りの

「序説」は資料調査報告であつて、更に深化させなければならない

論点も少なくないことは承知している。しかし、前稿でも述べた様

に、若尾財閥の全生涯を、地主經營、銀行經營、企業經營の各々の

側面からトータルに學問的に明らかにするに到つていらない現状、就

中、これまで、「貴族院多額納税者議員互選人名簿」、「日本全国商工人名録」あるいは「五十町歩以上大地主ノ調査」等の記載数値による把握に止まり、又、若尾家三代の興亡に多くのページを割い

ている萩原為次『素裸にした甲州財閥』、小泉剛『甲州財閥』、齋藤芳弘『甲州財閥物語』等々の著作に於いても地主經營への関説はほとんど皆無であるという山梨県第一位の大地主たる若尾家の地主經營の分析の立遅れを考える時、その分析検討は急務であることは言うを俟たない。

だが、若尾家の地主經營の分析を行なう場合、多くの困難が伴なうことも又、事実である。即ち、最盛時には七〇〇町歩に垂んとするその「巨大性」に比して「八月十五日夜突然無智ノ群衆ニ襲ハレ遂ニ本店建物數棟ト共ニ當部（若尾地所部・筆者）ノ簿記書類ヲ焼失」とある様に、大正七年（一九一八）夏、全国各地で激発した米騒動と連動した若尾邸焼打ちと、昭和初年の若尾財閥の破綻などによる資料の焼失、散逸に伴なう残存資料の乏しさという資料的制約がこれであり、これまで若尾家の地主經營の分析検討がなされなかつたのも、偏にそのことに起因する。

そこで本稿では、基本的には資料的制約は克服されていないが、市史編さんの資料調査の過程で発見された『三浦正弘家文書』^{〔2〕}の分析作業の中間報告という意味合で、前稿に引き続いて、若尾財閥の

全生涯を解明する作業の一環として、地主経営、銀行経営、企業經營と多面的性格を有する若尾財閥の諸側面のうち、地主経営、前稿との関連でいえば、第一次世界大戦を画期とする「転換」を土地所有の推移＝動向という側面から検討することに課題を設定したい。

ただ、甲府市史編さん過程の資料調査報告という本稿の持つ性格上、敢えて論点を絞り込んであるため、地主経営の他の側面の検討は続稿に譲った点と、資料の残存状況から、分析検討の時期は著しく偏らざるを得ない点を予め断わっておきたい。

地主経営の成長と基盤

一介の行商人から出発した若尾逸平が、いかなる契機で土地集積を行ない県内屈指の巨大地主となつていったかということ、換言すれば、若尾家の明治前期段階に於ける土地集積過程に就いては資料的に明確にしえない。いま断片的な資料によつて跡付けるならば次の様である。

明治一六年（一八八三）の「巡察使質問事件取調書」によれば、若尾逸平の不動産は五万円と記されている。⁽¹⁾この金額は、大正一三年（一九二四）「五十町歩以上大地主ノ調査」に名を連ねる南巨摩郡増穂村の小林小太郎の八万円、東八代郡南八代村の加賀美嘉兵衛、中巨摩郡五明村の市川太右衛門の七万円には及ばないものの県下の十指に入る不動産額である。更に、明治二〇年（一八八七）の山梨県知事の「秘密申内申」によれば、若尾逸平の地租額は三、二〇〇円であつて、前述の小林小太郎の三、二二二円に次いで第二位に位置している。⁽²⁾两年とも若尾家の所有面積を具体的に把握し得ないが、明治二〇年の場合、二二〇町歩余を集積している東山梨郡平等村の

根津家の地租額が六二五円であることを考えるならば、若尾家は明治二〇年代初頭段階に於いて山梨県下で文字通りトップクラスの巨大地主としての地位を確保していたといえる。その契機は、後年巨大地主への成長を遂げた多くの地主層と同様、地租改正とそれに引き続く松方デフレであろう。この間の事情を伝記『若尾逸平』は次のように述べている。

西南戦役の後、紙幣濫発の結果その価格に甚しい変動を及ぼし……民部省で発行した一円紙幣は、ザッと五拾銭位の価格しかなかつた。……（逸平は）家屋敷田畠残らず其時開業して間もない正金銀行に質入して銀貨十一万円を借出し、乾坤一擲、それを見部省の紙幣と交換した。……逸平は此の二十余万の紙幣を残らず他に貸付けた。その後四年経つて明治十七年に成ると、逸平の睨んだ眼は外れなかつた。案の如く政府の信用は引き直つて、その一円紙幣は内外共に一円に通用する事に成つた。斯う成つて見る正金銀行に質入した家屋敷及び田畠を受出すには借りた時の半分の現金で済むと云ふ勘定に成つて來た。政府の信用は直つて來たが、民間の金融は詰つて來た。その為に逸平が貸金の抵当に取つた田地は大抵我が手に流れ込んで來てはつた。此處に於いてか逸平は一躍して其の資産を倍し、日本で屈指の大地主に成つた。逸平は富の基礎の固まつたのは此の時であった。⁽³⁾

見て來た様な土地集積を通して若尾逸平は山梨県随一の豪商農に成長し、その経済力を背景として明治二三年（一八九〇）に多額納税者議員として貴族院議員に選出されるのである。

明治二〇年代以降に就いても、若尾家の土地所有規模を具体的に把握し得る資料はない。しかし、明治二三年を第一回として、以後

(第1表) 若尾家租税構成の推移

	直 接 国 税 額 (A)	地 租 額 (B)	推計耕 地面積		所 得 税 額 (C)		B/A	土地所 得 比 D/C
			換算地価	田 畠	町 町	91.80		
明治23	円 3,897.71	円 3,805.11	円 152,204.52	町 299	町 60	円 91.80	% 97.6	% —
27	5,370.55	5,090.08	203,603.24	358	71	280.47	265.47	94.8 94.6
30	6,301.40	5,352.11	214,084.44	356	71	949.29	226.52	84.9 23.8
34	9,114.44	7,637.73	231,446.36	413	82	1,477.37	1,477.37	83.8 100
37	9,930.14	7,564.25	229,219.69	437	87	2,365.85	2,049.35	76.2 86.6
41	19,453.36	12,824.97	298,255.11	561	112	6,565.79	5,165.08	65.9 78.7
44	24,654.25	12,788.51	272,096.04	519	103	11,524.84	11,405.70	51.9 99.0
大正4	31,372.75	14,871.32	330,473.88	444	89	16,190.95	14,296.75	47.4 88.3
7	29,758.72	14,775.20	328,377.78	445	89	14,983.60	11,011.31	49.7 73.5
8	33,760.01	14,855.56	330,123.55	448	89	18,554.90	13,824.52	44.0 74.5
12								
14	31,683.57	11,913.25	264,738.88	367	73	19,734.82	18,873.20	37.6 95.6

任期七年の多額納税者議員の改選期に「貴族院多額納税者議員互選人名簿」が作成され、それには直接国税として地租、所得税の納入額が記載されており、その地租額から地価を算定しそこから所有地面積を推定することも可能である。しかも山梨県では所謂議員のたらい廻しが行なわれたためほぼ四年目毎に補欠選挙に伴なう「互選人名簿」の作成が行なわれ他県に比してより「詳しい」データが得られるという「幸運」に恵まれている。¹⁰⁾

第一表は、山梨県の各年次「貴族院多額納税者議員互選人名簿」より作成した若尾家の租税構成の推移である。

検討に先立ち第一表の説明をしておくと、直接国税額、地租額、所得税額は各自原資料の数値である。換算地価は地租額を各年の地租率で除して算出し、推定耕地面積は、現在までに判明している若尾家の土地所有規模のピークの大正六年（一九一七）の田畠、山林、宅地の面積構成比、七九・三、一五・八、二・二、二・七%を基準として、田畠、山林に就いては中巨摩郡の、宅地に就いては甲府市の各年の平均地価を用いて換算を行なった¹¹⁾。この数値がどれだけ実態を反映しているかという点に関しては疑問を挟む余地を残していることは承知しているが、明治期の土地所有規模を明らかにできない現在は、敢えてこの数値で検討をすすめたい。「土地所得額比率」、即ち、所得税額に占める「土地ニ付」納めた所得額の割合は、若尾家の所得がどの程度土地所有を基盤とするものかを示す指標のひとつとして算出した。

直接国税額、地租額は、明治二三年以降大正期¹²⁾にかけて一貫して大きく引き離し常に山梨県の首位に位置しその隔絶した経済力を示している。換算地価額も明治三七、四四、大正七年の各年に於

(第2表) 若尾家不動産資産構成

(大正9年度)

	面 積	見 積 價 格			構 成
		うち甲府市分		うち甲府市分	
田	4,427.513反	324.327反	円 2,658,236	円 264,973	54.0
田 荒	229.905〃		58,204		1.2
畑	988.911〃	141.024〃	401,917		8.1
畑 荒	28.925〃		9,318		0.2
山 林	145.811〃	29.621〃	5,825	1,185	0.1
原 野	20.506〃		2,352		0.0
池 沼	3.021〃		123		0.0
池 沼 荒	022〃		2		0.0
雜 地	1.609〃	1.609〃	120	120	0.0
宅 地	50,069.48坪	37,795.09坪	1,562,713.50	1,528,722.50	31.7
宅 地 荒	172 〃		67		0.0
建 物	5,634.39〃	5,634.39〃	233,069	233,069	4.7
道 路	404.41〃	404.41〃			
計			4,931,946.50		100

いて前回に比して若干の減額も見られるが、ほぼ全期間を通じて増加し続けている。増加のテンポは全期間を通じてほぼ一定であり、明治二三年から大正八年の三〇年間に二・二倍に増加している。しかし、明治一六年を基準とすると六・六倍であり、このことから明治一〇年代後半から二〇年代前半にかけての土地集積がいかにドラマチックなものであったかを改めて確認できるだろう。換算地価額を基礎に算出した推定耕地面積によれば、若尾家は明治二三年段階で既に三六〇町歩程度の耕地集積を行なっている。若尾家の地主經營は明治二〇年代初頭段階を画期として經營基盤を「確立」したと考えられる。その後、ほぼ一〇年毎に一五〇町歩宛の耕地集積を行ない明治四〇年代初頭には七〇〇町歩水準に達する。⁽¹⁵⁾しかし、耕地面積推計によれば、明治四一年をピークに一転して減少傾向を迎えたことが看取できる。この点に就いては後により詳細に検討を加えた。

次に直接国税額に占める地租の割合を、中村政則氏が行なった山梨県の多額納税者全体のそれと比較すると同様に年を追つて地租はその比重を低下させている。しかし、若尾家の地租の比重は常に多額納税者全体のそれを上回つており、又、土地所得額比率は明治三〇年の二三・八を例外として、七五〜一〇〇%と著しく高くその数值は前述の多額納税者全体のそれをかなり上回つてゐる事実を読み取ることが可能である。これらの点からは、若尾家の經營基盤の総体的把握がなされていない現在、断定は慎まなければならないが、若尾家の經營基盤の主要部分が、その全生涯を通して地主的土地所用にあつたことを推測できるだろう。

以上、資料的制約は複い難いが、第一表の検討によつて、若尾家

(第3表) 町村別地租額 (大正14年)

		地租額	換算地価	構成
		円	円	%
西 山 梨	相川	127.06	2,823	
	塚	483	10,733	
	千大	97.94	2,176	
	里	635.74	14,127	
	玉	682.91	15,175	
	山	408.24	9,072	
	住	50.89	1,130	
	小計	2,485.78	55,236	20.9
東 山 梨	日川	323.26	7,183	
	岡部	85.46	1,899	
	春日居	3.36	74	
	小計	412.08	9,156	3.5
東 八 代	石和	13.86	308	
	一宮	14.46	321	
	祝	111.84	2,485	
	小計	140.16	3,114	1.2
中 巨 摩	貢川	231.82	5,151	
	池田	542.81	12,062	
	島	73.60	1,635	
	竜	819.96	18,221	
	玉	535.50	11,900	
	国	86.56	1,923	
	西	416.08	9,246	
	常	150.26	3,339	
	稻	36.30	806	
	御	80.16	1,781	
	田之岡	1,055.62	23,458	
	百田	93.32	2,073	
	明穂	191.52	4,256	
	小計	4,313.51	95,851	36.2
北 巨 摩	旭	115.97	2,577	
	中田	5.96	132	
	小計	121.93	2,709	1.0
甲府市		4,439.79	98,662	37.3
合計		11,913.25	264,738	100

の地主経営の明治・大正期の成長過程を概観することができた。しかし、田畠面積は推計の水準に止まり、土地資産の内訳などは明らかとなっていない。そこで稍時期は下がるが、大正九年(一九二〇)度の若尾家の不動産資産の構成表である第二表からその点を明らかにしておきたい。

同表によれば、若尾家の総土地所有高は、田畠、宅地、山林原野その他を合わせて六〇〇町歩を超えて、その見積価格は、建坪五六三四坪余の建物も含めて四九三万円余に達する。その内訳は、面積でみると大部分は耕地であり、耕地の田畠比は凡そ八対二であつて圧倒的な田勝の構成である。該時期の山梨県の田畠構成比がほぼ一対二であることを考えると若尾家は水田に重点を置いて土地集積を行なつたと考へられる。

ただ第二表で見逃せないのは、見積価格の三六・四%を占める宅

地・建物の存在である。事実、若尾家は若尾地所部の中に宅地課を設け、甲府市を中心とした宅地・建物の管理、賃貸業務を分掌させている。しかし、紙数の制約から、この「都市型地主」とも規定すべき側面の検討は稿を改めて行ないたい。

明治・大正期を通して若尾家の所有地面積の町村別の分布状況を明らかにすることはできず、大正一四年(一九二五)のみ町村別の地租額が判明するにとどまる。⁽¹⁹⁾第三表は「貴族院多額納稅者議員互選人名簿」の記載数值に基づく町村別地租額及び換算地価である。

同表の検討に先立ち大正一四年という年は前掲第一表でも明らかに様に若尾家の地主経営としてはその規模という側面に於いては既に「ピーク」を過ぎているという点は予め注意しておきたい。

第三表によれば、若尾家の所有地は甲府市をはじめ東山梨、西山梨、東八代、中巨摩、北巨摩郡の一市二八町村に分布している。⁽²⁰⁾郡

別の町村数では中巨摩郡が一三町村と半ばに近く、次いで西山梨郡の七町村がこれに続く。地租額の郡市別構成は、甲府市（三七・三%）、中巨摩郡（三六・二%）、西山梨郡（二〇・九%）の一市二郡に集中しており、事実、これらの郡市で全体の九四・四%に達する。この様な所有地の

（第4表）所有地所在諸村の「農業類型」と「生産力水準」の相関

	養蚕型	養蚕米作型	米作養蚕型	米作型	畑作型	
高生産力水準	百田 日川 石和	田之岡 御影 千塚 岡部 松島 玉幡	大宮 春日居 (源) (一宮) (大草) 常永	住吉 山城 玉諸 旭 池田 常永	西条 (神山)	稲積
中生産力水準	里垣 明穂 (飯野)	国母 貢川		竜王 中田 相川	(富士見) (甲運)	
低生産力水準					祝	

括弧内の諸村の耕地は大正7~13年間に全て売却された。

「偏在」は土地集積過程に於いてある種の「意図」の存在があつたであろうことを推測させる。それを町村段階まで降りて検討してみたい。具体的な分布図は略すが、若尾家の耕地の所在を地図に落すと、その分布は、甲府市周辺地域、換言すれば、甲府盆地のほぼ中央部の釜無、笛吹両河川の流域に隣接する水田が比較的多く展開している地域といえる。試みに所有地の所在村を大正末年段階の山梨県の「農業類型」と「生産力水準」の相関表のなかに位置付けたのが第四表である。²²⁾ 同表によれば、若尾家の耕地は東八代郡祝村を唯一の例外として、「中・高生産力水準」に区分された町村であり、三分の二是「高生産力水準」諸町村である。山梨県の町村全体の「生産力水準」の構成が、「高生産力水準」二七・九、「中生産力水準」三八・六、「低生産力水準」三三・五%であることを考えると「高生産力水準」諸村への集中はかなり高いといわねばならない。更に「農業類型」でいえば、「養蚕米作型」一三町村、「米作養蚕型」一一町村と「両類型」で全体の七割を占めていて、山梨県の「農業類型」の半ばを超える「養蚕型」、「畑作型」町村は少ない。²³⁾ 以上のことから若尾家の地主經營の基盤は甲府市周辺にあって、戦前段階に於ける山梨県農業の特徴であった「米と繭の経済構造」によつて比較的高い「生産力水準」を維持した地域にあつたといえるだろう。

土地の購入及び売却過程での特質

若尾家の土地集積過程全体を具体的に明らかにできる資料はない。ここでは二代目民造が家督を相続した明治二八年（一八九五）以降の不動産売買の記録である「土地建物売買帳」を検討するこ

とを通して若尾家の土地集積過程にみられる特質のいくつかを明らかにしたい。

第五表は、明治二八年から、最後の土地購入が行なわれた大正一年までの若尾家の年毎の購入件数、面積、購入代金との累年集計である。ただ残念なことに「土地建物売買帳」は田畠の合算、田畠宅地を一括した購入代金の記入などが行なわれており、地目別の集計が出来なかつたが、これまでの記述からそのほとんどは田畠と

考へて大過ないであろう。

第五表によれば、大正一〇年（一九二二）を除き毎年の様に土地購入を行なつており、二八年間に一二八件、二一〇町三反余の土地を購入し、それに要した資金は五二万円余に達する。若尾家の土地所有の「ピーク」と考えられる大正六年の所有地面積は六三一町歩余であり²⁵、したがつて若尾家はこの間に全所有地の三分の一を集積したことになる。なかでも前議で甲府市会議員である星野嘉兵衛

(第5表) 若尾家土地購入高及び代金

	件数	購入面積	同 累 計	購入代金	同 累 計
明治28	3	反 32.011	反 32.011	円 4,115.658	円 4,115.658
29	7	187.714	219.725	20,085	24,200.658
30	1	011	219.806	366	24,201.024
31	2	015	219.821	4.15	24,205.174
32	4	646.012	865.903	104,741.875	128,947.049
33	8	8.618	874.521	9,810	138,757.049
34	4	5.9	880.421	1,922	140,679.049
35	7	18.314	898.805	37,662.45	178,341.499
36	7	5.404	904.209	14,302.50	192,643.999
37	3	205.209	1,109.418	43,642.394	236,286.393
38	1	210	1,109.628	30	236,316.393
39	5	2.802	1,112.5	19,486	255,802.393
40	9	95.611	1,208.111	27,440	283,242.393
41	1	129	1,208.310	5,043.75	288,286.143
42	6	389.818	1,598.128	48,496	336,782.143
43	13	118.706	1,716.904	36,072.20	372,854.343
44	8	188.427	1,905.401	38,582.30	411,436.643
大正 1	8	71.609	1,977.010	14,652.445	426,089.088
2	3	35.819	2,012.828	6,471.80	432,560.888
3	2	3.509	2,016.407	10,000	442,560.888
4	1	5.415	2,021.822	16,300	458,860.888
5	3	2.227	2,024.119	15,421	474,281.888
6	1	105	2,024.224	10.50	474,292.388
7	5	75.905	2,100.129	16,031.20	490,323.588
8	4	2.410	2,102.609	2,072	492,395.588
9	1	420	2,103.029	10,860	503,255.588
10					
11	1	606	2,103.705	17,750	521,005.588
計	118				

宅地 300坪 = 1 反で換算

から甲府市をはじめ西山梨郡の五ヶ村に跨がる五六町九反余の土地を買受代金九万二一七八円で一挙に購入した明治三二年（一八九九）を中心とする明治二八〇三年の時期と、中巨摩郡田之岡村の土橋孫三郎から同村他三町六反余の土地を入した明治四〇年で購入した明治四二〇四年を含む明治四二〇四年の時期の急増ぶりが特に目に付く。即

(第7表) 町村別土地購入状況

		面 積	
		構成%	
甲 府		反	9.5
西 山 梨	住吉	22,923	
	山城	24,705	
	国里	177,909	
	清田	101,124	
	甲運	23,218	
	里塙	287,510	
	千塙	9,221	
	小計	704,904	33.9
	小計	704,904	33.9
	小計	704,904	33.9
中 巨 摩	竜王	49,117	
	貢川	84,824	
	玉幡	39,310	
	松島	4,729	
	西条	46,418	
	池田	2,206	
	常永	89,324	
	御影	119,623	
	百田	152,817	
	田之岡	485,314	
	明穂	52,815	
	小計	1,174,528	56.6
	祝	216	0.0
合 計		2,076,628	100

竜王・玉幡 13反723, 山城・住吉 58反014, 西条・常永 33反818は郡小計に算入

大正二年の期間の耕入状況を示した第七表によれば、明治二八〇

更に町村別の土地購入をも行なつてゐる

(第6表) 購入地規模別構成

	件 数	面 積	
		構 成	構 成
10町以上	3	4.6	994.309 50.6
7	6	9.2	481.002 24.5
5町以上	1	1.5	58.014 3.1
小 計	10	15.4	1,533.325 78.2
3町以上	5	7.7	210.503 10.7
1町以上	7	10.8	134.606 6.9
小 計	12	18.5	345.109 17.6
7反以上	3	4.6	26.104 1.3
5反以上	1	1.5	6.108 0.3
小 計	4	6.1	32.212 1.6
3反以上	4	6.2	15.315 0.8
1反以上	19	29.2	34.025 1.7
1反未満	16	24.6	4.601 0.2
小 計	39	60.0	54.011 2.7
合 計	65	100	1,964.727 100

宅地のみ、山林原野のみの場合は除く

ち、若尾家は中小地主層の全所有地を一挙に購入することによってその経営規模を急激に拡大していくたと考えられる。しかし、若尾家の土地取得の特質はそれだけではない。それを「土地建物売買帳」に記載された購入地の規模別構成表である第六表によつて確認しておきたい。

同表によれば、購入地面積の七八・一%は五町歩以上の土地の一挙購入という形態で集積したものである。しかし、この一方で購入面積全体に占める割合は四・三%とほんとネグリジブルであるが、購入件数から見ると六六・一%を占める一町歩未満、就中、その九割は五反歩未満である事実は看過することはできない。即ち、若尾家は「甲州財閥」の統帥としての経済力を背景に山梨県のトップクラスの位置するほどの地主の耕地を

(第8表) 田畠・宅地売却高及代金

年 度	田 畠		宅 地		売 却 代 金(注1)	
	面 積	同 累 計	面 積	同 累 計	代 金	同 累 計
大正 7	反 4,500	反 4,500	坪 22.00	坪 22.00	円 16,978.35	円 16,978.35
	8 78,121	82,621	1,369.90	1,391.90	153,033.80	170,012.15
	9 151,606	234,227	247.22	1,639.12	151,382.50	321,394.65
	10 929,911	1,164,208	5,199.52	6,838.64	588,834.43	910,229.08
	11 346,018	1,510,226	4,473.28	11,311.92	378,167.20	1,288,396.28
	12 286,829	1,797,125	2,792.13	14,104.05	329,177.474	1,617,573.754
	13 183,305	1,980,500	1,330.95	15,435.00	235,132.25	1,852,706.004
	14 429,608	2,410,108	1,093.58	16,528.58	255,672.62	2,108,378.624
	昭和 1 131,014	2,541,122	590.37	17,118.95	150,659.91	2,259,038.534
2 92,406	2,633,528	2,779.92	19,898.87	391,535.34	2,650,573.874	2,650,573.874
計	2,633,528	2,633,528	19,899.87	19,898.87	2,650,573.874	2,650,573.874

(注1) 山林・原野、建物売却代金を含む

地購入は中巨摩、西山梨両郡に限られており、このことから、明治中期以降の若尾家の土地集積の重点は西山梨郡以西の山梨県では比較的「生産力水準」の「高い」地域にあったと考えてよいだろう。

これまで見てきた様に若尾家は明治二八年以来一貫して土地購入を行なってきた。しかし、大正七年（一九一八）、それまで明治三、三六年に各々田畠一反二七歩と畠四歩、三九年に山林九畝二四歩を売却したケースはあつたものの、突如一転して土地売却を開始した。その後若尾家が破綻する直前の昭和二年度までの田畠宅地売却高及び代金の推移を示したのが第八表である。同表によれば、若尾家は大正七年度から昭和二年度までの一二年間に、それまでの二八年間に購入した土地を上回る二六九町九反余を売却し、その売却代金は、前述の土地購入代金の総額の五倍に相当する二六五万円余に達する。

売却の時期はピークである大正一〇年度によれば、件数、面積構成共に前掲第六表の購入地規模別構成のそれと大きく異っている。即ち、若尾家の集積耕地の大部分は中小地主層の全所有地に匹敵するほどの規模の耕地の一挙購入によるものであつた。これに対して土地売却は、件数の九割、面積の四二・八%が五反未満と「零細」なもののが比重が高い。

又、町村別土地売却状況を示した第一〇表によれば、若尾家の土地売却は所有地が存在する全ての町村に於いて、その量の多寡は措

(第9表) 売却地規模別構成

	件数	面積		構成%
		構成%	面積	
10町以上	2	0.3	205.219	9.2
7 " "	2	0.3	114.728	5.2
小計	4	0.6	320.017	14.4
3町以上	8	1.2	301.527	13.6
1町以上	26	3.9	432.026	19.4
小計	34	5.1	733.623	33.0
7反以上	9	1.4	74.205	3.3
5反以上	25	3.8	142.413	6.4
小計	34	5.1	216.618	9.7
3反以上	94	14.2	307.323	13.8
1反以上	296	44.8	533.907	24.0
1反未満	199	18.0	111.112	5.0
小計	589	89.1	952.412	42.8
合計	661	100	2,222.810	100

宅地のみ、山林原野のみの場合は除く

くとして、例外なく行なわれている。売却地面積の都市別構成は、中巨摩郡が四三・五%で首位に位置し、次いで西山梨、北巨摩両郡が一七%台で続いている。これら三郡の売却地構成を前掲第三表の換算地価の構成と比較するとかなり多いことが判明する。このことは売却の中心が、若尾家の地主経営の基盤を形成する地域にあつたことを示している。

又、売却耕地の田畠構成比は、前述の総耕地面積の八対二とほぼ対応している。

これらのこととは、売却に際して収益性や地域性を考慮した「意図」が存在しなかつたことを推測させる。この若尾家の突如とした大量の土地売却の契機に関し若尾地所部「大正十年度決算報告」は次のように述べている。

從来ノ小作制度ノ欠陥ト土地収益ノ漸減トハ
思想ノ悪化ト相伴フテ益々将来ニ小作争議ヲ
発生ス可キハ洵ニ明カナリ而シテ昨今ノ世論
ハ漸ク小作争議ノ解決策トシテハ自作農創成
ニ如クモノナシ宣シク大地主ハ土地ヲ解放シ
テ是レニ当ル可シト然リ當部モ夙ニ是ニ着眼
シタリシカ世論ノ茲ニ及ハサレハ從フニ誤解
ヲ招キ其遂行ニ困難多キヲ慮リシカ機漸ク熟
シケレハ本年一月部内ニ是レヲ發表シ新聞紙
モ洩レ伝フルニ及ヒ公然ト一般小作者ニ向ヒ
其需メニ応スヘキヲ催告シ又日本勸業銀行ニ
交渉シテ特ニ金融ノ便ヲ謀ル事トナシ又爾來
殆ド間断ナク土地分譲ノ交渉ニ既ニ各方
面ニ涉リ別表ノ如キ成績ヲ以テ田畠百町歩ヲ売却セリ

前掲第九、第一〇表の検討により析出された、若尾家の耕地所在各村全体に於ける、比較的規模の小さな耕地の売却といふ事実を考える時、「自作農創設」という動きへの対応が若尾家の土地売却のひとつとの契機となつたであろうことは肯首である。²⁸⁾ 中村政則氏によれば、山梨県の寄生地主は一九二〇年を画期として凋落を開始したとされる。實際、若尾家も、大正七年（一九一八）を起点とする大量の土地売却によって、昭和二年（一九二七）一〇月段階で、田畠は各々ピーク時の六〇・二、四七・五%にまで減少した。この若尾家の地主的土地位所有の「後退」が、中村氏が言う様に根津家や広瀬家の場合と軌を一にするものかに就いての判断は、若尾家の地主経営の内部的検討を欠く現在、保留せざるを得ない。しかし、

(第10表) 町村別土地売却状況

	売却土地面積(注1)				売却額	
	田	畠	宅地		円	%
甲府	反 137.122	反 107.718	反 29.404	坪 6,776.01	747,201	35.8
相川	47.3	33.615	13.311		43,737	
玉諸	47.215	44.010	3.205	295.16	24,770	
里垣	145.822	127.908	17.914	711.55	165,338	
大宮	16.120	16.120		132	9,385	
千城	93.3	89.808	3.422		58,167	
山塚	48.305	34.116	14.119	166	17,970	
住吉	21.724	17.217	4.507	233	10,350	
小計	419.926	363.004	56.922	1,537.71	329,717	15.8
春日居	104.617	104.617		336	89,100	
岡部	59.825	56.225	3.6	396	39,195	
日川	50.315	35.709	14.606		17,000	
小計	219.827	201.621	18.206	732	145,295	7.0
祝富士見	82.326	54.808	27.518	275	109,845	
石和	48.602	46.227	2.305	95	9,290	
小計	158.912	117.715	41.127	370	128,635	6.2
貢川	10.518	7.218	3.3		6,320	
池島	3.126	3.126			1,600	
松玉	13.004	13.004			6,370	
竜幡	102.209	99.912	2.219	86	45,376	
西常	28.004	27.127	807	395	12,595	
稻永	96.327	92.203	3.028	247.3	33,849	
百穂	57.426	54.628	2.722	204	26,581	
明母	61.329	55.305	5.901		29,225	
御影	17.304	15.423	1.811		13,282	
田之岡	56.821	56.821		474	20,932	
飯野	321.825	229	303.315	4,063.57	190,282	
大草	86.125	84.201	1.924	245	47,145	
旭神	84.301	83.716	515	319.47	46,450	
中田	100.602	99.025	1		50,000	
小計	1,039.411	656.528	382.813	6,034.34	530,007	25.4
大草	28.408	19.916	8.422	276.99	7,250	
旭神	262.125	260.114	1.604		129,438	
中山	61.013	56.317	1.429		29,000	
小計	412.603	401.008	11.525	276.99	208,165	10.0
合計	2,388.011	1,847.804	540.207	15,727.05	2,089,020	

(注1) 山林原野を含む。他に甲府市のみ建物 2,039坪67

筆者としては若尾家の該時期の大量の土地売却の契機に関しては、単に地主的土地位所有の「後退」としてではなく、若尾財閥の全生涯を解明する作業の一環として、地主經營ばかりでなく銀行經營、企業經營と多面的性格を有する若尾財閥の総体を視野に入れ、もっと積極的な意味付けを行ないたいと考えている。

即ち、前稿によれば、若尾家が一転して本格的な土地売却を開始した大正七、八年という時期は、同時に、若尾財閥にとっても大きな画期であった。二代目民造が大正六年（一九一七）に死去し、三代目謹之助が相続した代替りといふばかりでなく、若尾一族が企業經營へ積極的に乗り出し急速に「財閥」としての外観を整えていく

た時期でもあつた。⁽³⁰⁾換言すれば、民造の死去に伴ない、若尾財閥の経済活動の方針にひとつの転換がなされたことを窺わせる時期である。この様な背景を考える時、大正七年を起点とする若尾家の大量の土地売却は、昭和三年（一九二八）の若尾財閥の破綻によつて中断を余儀無くされたが、企業経営への進出に伴なう膨大な資金量の確保という意味合を持つっていたのではないだろうか。この点を具体的に説明できる資料は現在までのところない。しかし、今後検証すべき仮説として敢えて提出しておきたい。それはともかく、第一次世界大戦後という時期が若尾財閥にとって重要な画期であることは、地主的の土地所有の側面の検討からも言い得るのである。

おわりに

課題の大きさに比して、利用できた資料は少なく、明らかとなつた事実は貧しい。しかし、これまでの検討で明らかとなつた諸点を整理し一応の総括したい。

(1) 若尾逸平は、その伝記が述べる様に、明治一〇年代後半から二〇年代前半にかけての時期に急激な土地集積を行ない、明治二〇年代初頭地主経営の基盤を「確立」した。

(2) 若尾家の直接国税額に占める地租の割合、更に、所得税額に占める「土地ニ付」納めた所得額の割合とともに他の多額納税者のそれを大きく上回つており、若尾家の経営基盤の主要部分は地主的土地所有にあつた。

(3) 若尾家の所有地は大部分が耕地であり、山梨県は畠勝ちであるにもかかわらず、その八割は田である。しかし、甲府市を中心とした宅地・建物の存在も見逃せない。

(4) 若尾家の所有地は、甲府市、西山梨、中巨摩郡に集中し、なかでも釜無、笛吹両河川の流域の水田地帯に多く展開している。

(5) 若尾家の耕地が存在する諸村は、養蚕と米作を組み合わせた、山梨県では相対的に「生産力水準」の高い地域に属する。

(6) 若尾家は、中小地主層の全所有地の一挙購入という方法で經營規模を急激に拡大する一方で僅かな耕地片の購入も丹念に行なつており、購入の地域は西山梨、中巨摩両郡が中心であった。

(7)しかし、若尾家は、大正七年一転して所有地が存在する全ての町村で土地売却を開始し、昭和二年までに、田畠の四割を売却した。

(8) 以上の検討から、若尾家は地主的の土地所有＝地主経営の側面でも、第一次世界大戦を画期として「転換」がなされたことが判明する。

(9) この地主的の土地所有に於ける「転換」の契機を地主経営内部の検討を通じて探ることが次の課題である。他日を期したい。

注

(1) 『甲府市史研究』、第二号（甲府市、一九八五）。

(2) 永原慶二他『日本地主制の構成と段階』（東大出版会、一九七四）、五一三頁。

(3) 若尾地所部『大正六年度決算報告書』、なお若尾地所部では一月より翌年一〇月までを年度としていた。

(4) 有泉貞夫「明治十六年地方巡察使質問条項答覆」（『甲斐史学』三号、一九五八）、五五頁。

(5) 永原他『前掲書』、五一三頁。

(6) 永原他『前掲書』、二三頁。

(7) 前述の「巡察使質問事件取調書」の「不動産五万円」が地価を意味するにすれば、明治一六年から二〇年の五年間で若尾家の土地集積規模は二・六倍となつたことになる。

(8) 内藤文治良『若尾逸平』(一九一四)、四四六~四九頁。

(9) 明治三一年(一八九八)より営業税が加わる。

(10) 山梨県の場合は、安良城盛昭編のかたちで復刻がなされてゐる。

(11) 因に、同様の方法によつて、明治一六、二〇年の若尾家の集積耕地面積の推計を行なうと明治一六年の場合は田八〇町歩、畑一六町歩、明治二〇年の場合は田二五三町歩、畑五〇町歩となる。

(12) 若尾地所部「決算報告書」によれば、大正四~八年の間は実際の面積を下回つてゐる一方で、大正一四年は実際面積をかなり上回つてゐる。

(13) 昭和四年(一九二九)以降は破綻したため「名簿」に登載されない。又、現在までのところその原因は不明であるが、大正一二年(一九三三)と大正一四年(一九二五)四月も登載がない。なお、同年七月の名簿には登録し、当主譲之助は貴族院議員に選出されている。

(14) 若尾家の隔絶した巨大地主としての存在に就いては、安良

城盛昭「日本地主制の体制的成立とその展開(中の二)」(『思想』五六四号、一九七三)の第一八図を参照せよ。

(15) 明治四一年の田畠以外の面積推計は宅地一九町歩、山林一六町歩である。

(16) 中村政則『近代日本地主制史研究』(東大出版会、一九七九)、六二頁。なお、既に述べた様に、地主としての若尾家の隔絶した規模を考えるならば、若尾家を除いた多額納稅者の地租の比重は一層低くなる。

(17) 同年の場合は「商業ヨリ生スル所得税」が七二二円七七錢であった。

(18) 中村『前掲書』、六三頁。

(19) 大正一四年以前の「貴族院多額納稅者議員互選人名簿」では地租を納入した町村名は判明するが、各々の町村段階での納入地租額は不明である。なお町村別的小作料收取状況は大正五年度が判明するが、地価金、面積への換算には難点がある。

(20) 「ビーグ」時の大正五年(一九一六)には一市三四ヶ町村に分布していた(国里、清田両村は大正一〇年に合併して玉諸村となるので一村と数えた)。

(21) 大正九年(一九二〇)の若尾地所部の不動産資産構成によれば、面積を基準とする郡部地域の地目構成は田八〇・四、畑一六・三、宅地〇・八、山林原野二・六%であり、甲府市のそれは各々五二・一、二三・六、二〇・二、五%となつてゐる(第二表を参照せよ)。以下の記述は耕地に重点を置く。

(22) 「農業類型」と「生産力水準」に就いては拙稿「山梨県に於ける農業生産の地域的特質」(地方史研究協議会編、『甲府盆地―その歴史と地域性』、雄山閣出版、一九八四)を參照せよ。

(23) 前掲拙稿で行なった「生産力水準」の指標は、資料的制約によるが、米と繭の一戸当たり生産額を用いている。このため葡萄園が一八〇町歩余も展開し葡萄生産に特化している祝村の場合は「低生産力水準」に区分されることになった。しかし、実情はかなり豊かな村であつたと思われる。

(24) 「両類型」は比較的性格がハッキリしている「米作」、「養蚕」、「畑作」のいずれにも属さない複合的性格を有する町村で、米あるいは繭の比重の違いによって二類型化を行なつた。

(25) 若尾地所部「大正六年度決算報告」。

(26) 農商務省の手による大正一三年（一九一四）の「五十町歩以上大地主ノ調査」によれば山梨県では二三名を数えるにすぎない。

(27) 「貴族院多額納税者議員互選人名簿」によれば明治二三年段階には南都留郡三吉、西八代郡大塚、中巨摩郡三町、北巨摩郡多摩の各村に土地を有していたが、その後記載がなくなつたり、明治四〇年になつて中巨摩郡田之岡村の登場がみられるなどの変化がみられる。

(28) この点に関しては、前掲第八表で田畠の売却面積が激減する昭和初年の状況に就いて若尾地所部「昭和元年度決算報告」は、「土地分譲ニ就テハ農作物収入漸減ト引方ノ増大ニヨリ耕地占有ノ慾望薄弱トナリ申込ムモノ渺少トナリ」と述べている。

(29) 中村『前掲書』、二二六～二三三頁。

(30) 拙稿「昭和初年に於ける若尾一族の企業活動の実態」（『甲府市史研究』、第二号、甲府市、一九八五）。

（市史編さん専門委員）